

戦略的環境アセスメントについて

国では、平成19年4月に環境省が戦略的環境アセスメントの共通的な手続、評価方法等を示す「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」をとりまとめ、それを踏まえて、平成20年4月に国土交通省が「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」をとりまとめている。

県としては、こうした国の動向を踏まえつつ、ケーススタディーの実施等制度化への検討を進めることとしている。

戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（平成19年4月）

事業に先立つ早い段階で、著しい環境影響を把握し、複数案の環境的側面の比較評価及び環境配慮事項の整理を行い、計画の検討に反映させることにより、事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図るため、上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階のものについての戦略的環境アセスメントの共通的な手続、評価方法等を示すガイドライン。

公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン（平成20年4月）

事業の計画段階よりも早い構想段階において、事業に対する住民等の理解と協力を得るとともに、検討のプロセスの透明性・公正性を確保するため、住民を含めた多様な主体の参画を推進するとともに、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討を行い、計画を合理的に策定するための基本的な考え方を示すガイドライン。

戦略的環境アセスメント導入に向けた県の考え方

「事業のより早い段階から、県民等の参加を図りつつ、環境への配慮を行い、重大な環境影響を早期に回避する仕組みである計画段階環境アセスメントについては、環境省や国土交通省でガイドラインが策定されるなど検討が進められている。これらの動向を踏まえつつ、ケーススタディーの実施等制度化への検討を進める。」

* 第3次兵庫県環境基本計画（平成20年12月）【抜粋】

第3次兵庫県環境基本計画

～次世代に継承する“環境適合型社会”の実現～

平成20年12月

兵 庫 県

我々は過去の公害の経験から、環境汚染は発生してからでは対応が困難なことが多く、未然防止が重要であることを学んだ。このため、現在の環境法令に基づく規制による未然防止に努めるとともに、将来起こりうる環境へのマイナス影響に対する予見方法や予防の手法について産学官の連携を図る。

さらに、環境の汚染実態の調査を進め、その結果により必要な措置を講じていくとともに、工場等における自主的な取組を促進するための措置を講ずる。

また、大規模な開発整備事業において、事業を環境負荷の少ないより望ましいものとしていくため、環境影響評価の適切な運用を推進する。

② 施策の進め方

ア 環境情報の公開と自主的取組

- ・環境汚染を未然に防止するため、従来の規制的手段に加え、環境情報の公開・共有化を進めるとともに、事業者自らが環境負荷の低減を実施するため、企業におけるCSRの重要性などについて、意識醸成を促す。
- ・県自身も経済活動の主体として大きな位置を占めることから、計画的な環境負荷削減に努め、率先した社会貢献と事業者等との連携によるノウハウのフィードバックを図る。
- ・環境技術開発の拠点づくりによる産学官による共同研究・開発等を進めるとともに、事業者に対するグリーンエネルギーの普及啓発事業を実施し、地域環境負荷の低減を図る。

イ 透明・公正な環境影響評価

- ・県民、事業者、行政の各主体の参画と協働という趣旨から、環境影響評価制度の運用においては、公平さ及び客観性が確保され、相互の信頼に基づき、情報公開も含め、手続が透明かつ公正に実施されるよう徹底する。
- ・事業のより早い段階から、県民等の参加を図りつつ、環境への配慮を行い、重大な環境影響を早期に回避する仕組みである計画段階環境アセスメントについては、環境省や国土交通省でガイドラインが策定されるなど検討が進められている。これらの動向を踏まえつつ、ケーススタディーの実施等制度化への検討を進める。

ウ 越境汚染への対応

- ・光化学オキシダントや浮遊粒子状物質濃度等の地域の環境質に影響を与える他国からの越境汚染の実態の把握に努める。

3 有害化学物質対策

① 施策推進の考え方と方向性

規制対象の化学物質をはじめ、規制対象となっていない化学物質についても安